

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月20日

【四半期会計期間】 第1期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

【会社名】 三井住友海上グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 江頭敏明

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川二丁目27番2号

【電話番号】 03-3297-6480（代表）

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 井上知己

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目27番2号

【電話番号】 03-3297-6480（代表）

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 井上知己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年11月28日に提出いたしました第1期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 財政状態及び経営成績の分析

(参考) 国内保険子会社等のソルベンシー・マージン比率

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【財政状態及び経営成績の分析】

(参考) 国内保険子会社等のソルベンシー・マージン比率

(訂正前)

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

国内保険子会社等の当四半期末(当中間会計期間末)の状況は、以下のとおりであります。三井住友海上火災保険株式会社については、保有株式の時価下落を主因として、ソルベンシー・マージン総額が前事業年度末に比べて

3,758億円減少したこと等により、ソルベンシー・マージン比率は前事業年度末に比べて118.9ポイント低下し、836.5%となりました。

① 三井住友海上火災保険株式会社

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成20年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,407,035	2,782,921
資本金又は基金等	669,567	733,775
価格変動準備金	1,429	28,818
危険準備金	1,405	720
異常危険準備金	557,170	569,121
一般貸倒引当金	1,067	1,129
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	891,875	1,214,256
土地の含み損益	84,157	62,849
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	21,002	89,096
その他	221,365	261,345
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	<u>575,459</u>	<u>582,520</u>
一般保険リスク (R ₁)	79,067	79,138
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	14	0
予定利率リスク (R ₃)	6,796	6,802
資産運用リスク (R ₄)	322,479	347,849
経営管理リスク (R ₅)	<u>12,650</u>	<u>12,802</u>
巨大災害リスク (R ₆)	<u>224,169</u>	<u>206,344</u>
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	<u>836.5%</u>	<u>955.4%</u>

(以下略)

(訂正後)

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

国内保険子会社等の当四半期末(当中間会計期間末)の状況は、以下のとおりであります。三井住友海上火災保険株式会社については、保有株式の時価下落を主因として、ソルベンシー・マージン総額が前事業年度末に比べて3,758億円減少したこと等により、ソルベンシー・マージン比率は前事業年度末に比べて118.3ポイント低下し、830.3%となりました。

① 三井住友海上火災保険株式会社

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成20年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,407,035	2,782,921
資本金又は基金等	669,567	733,775
価格変動準備金	1,429	28,818
危険準備金	1,405	720
異常危険準備金	557,170	569,121
一般貸倒引当金	1,067	1,129
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	891,875	1,214,256
土地の含み損益	84,157	62,849
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	21,002	89,096
その他	221,365	261,345
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	<u>579,735</u>	<u>586,713</u>
一般保険リスク (R ₁)	79,067	79,138
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	14	0
予定利率リスク (R ₃)	6,796	6,802
資産運用リスク (R ₄)	322,479	347,849
経営管理リスク (R ₅)	<u>12,734</u>	<u>12,884</u>
巨大災害リスク (R ₆)	<u>228,361</u>	<u>210,454</u>
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	<u>830.3%</u>	<u>948.6%</u>

(以下略)